



# 令和6年かながわの監査



令和7年6月

# 目次

## 監査のしくみ

◇ 監査委員 .....	1
◇ 監査委員の役割 .....	2
◇ 監査事務局の役割 .....	2
◇ 監査等の主な種類 .....	3
◇ 監査の結果の区分 .....	7

## 令和6年の監査等の結果

◇ 財務監査（定期監査）等 .....	8
◇ 財務監査（随時監査）等 .....	13
◇ 財政援助団体等監査 .....	13
◇ 決算審査 .....	14
◇ 内部統制評価報告書審査 .....	17
◇ 例月出納検査 .....	17
◇ 健全化判断比率等審査 .....	18
◇ 住民監査請求 .....	19

# 監査のしくみ

## 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき全ての地方公共団体に設置されており、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使する「**独任制**」(用語解説参照)の執行機関です。選任は、議会の同意を得て知事が行いますが、権限は知事から独立しています。

監査委員は、行政運営に関して優れた識見を有する者の中から選任される「**識見監査委員**」と議員の中から選任される「**議選監査委員**」からなります。地方自治法では都道府県の監査委員の定数は4人としていますが、条例により増やすことができると定められています。

県では、平成22年10月の神奈川県監査委員に関する条例の改正により監査委員の定数を5人とし、同年12月から識見監査委員3人、議選監査委員2人の計5人による体制とすることにより、監査機能の一層の充実強化を図っています。

【監査委員名簿】

令和7年6月1日現在

区分	氏名	就任年月日	任期	備考	
識見 監査 委員	常勤 おお たい じゅん いち 大 竹 准 一	R6.12.2	4年(1期目)	代表監査委員	
	非常勤	よし かわ ち え こ 吉 川 知 恵 子	R5.4.1	4年(2期目)	弁護士
		なか や へ な え 江 中 家 華 江	R4.12.1	4年(1期目)	公認会計士
議選 監査 委員	やなぎ した つよし 柳 下 剛	R7.5.26	議員の任期による	県議会議員	
	さい とう たかみ 齊 藤 たかみ	R7.5.26			

### 用語解説

### 「独任制」

独任制とは、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使することを意味しています。このため教育委員会や選挙管理委員会のように「監査委員会」という名称は用いません。

ただし、監査の結果や意見などについては、監査委員の合議(全員の合意)により決定します。

## 監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について適法に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の視点で、知事から独立した立場で監査しています。

監査の結果については監査事務局ホームページなどで県民の皆さまにお知らせするとともに、議会、知事等に提出しています。

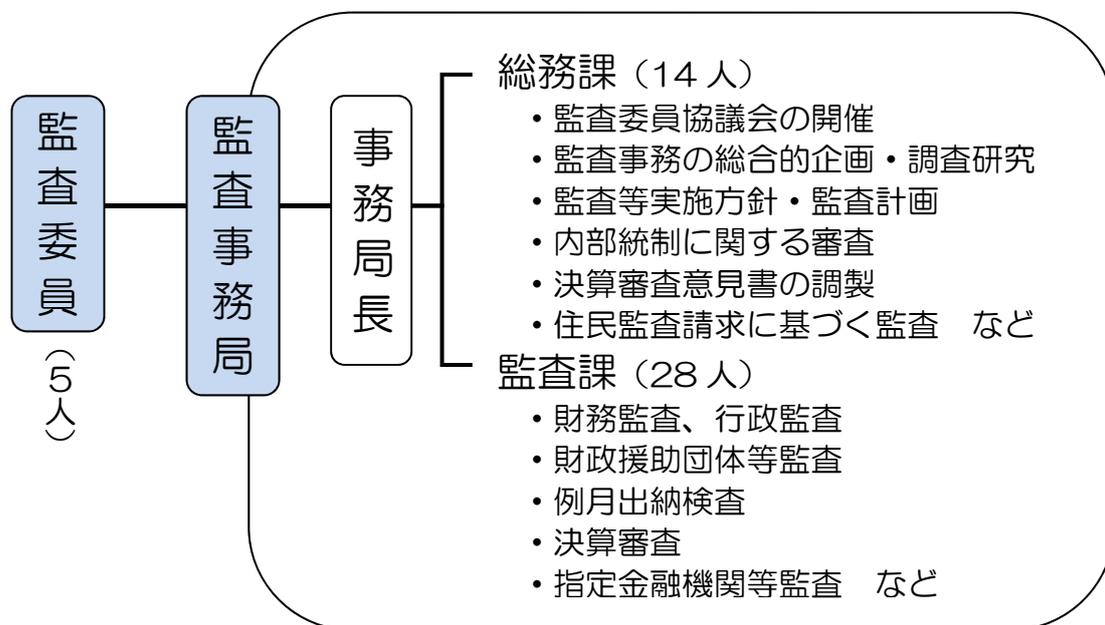
また、年度ごとの決算、財政の健全化判断比率等について審査を行い、意見を知事に提出しています。

## 監査事務局の役割

地方自治法の規定に基づき、都道府県の監査委員に事務局を置くとされており、県では、監査事務局長以下 43 人が監査委員を補助し、職務に当たっています。

【組織図】

令和7年6月1日現在



## 監査等の主な種類

### ○ 定期的又は必要があると認めたとときに行う監査

#### 財務監査

**財務監査（定期監査）** …地方自治法の規定に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査しなければならないとされており、原則として、毎年全ての所属を対象に実施しています。

**財務監査（随時監査）** …地方自治法の規定に基づき、財務監査（定期監査）のほかに、監査委員が必要と認めたとときに監査できるとされており、財務監査（定期監査）を補完する場合、特定の財務に関する事務の執行を監査する場合等に実施しています。

#### 行政監査

地方自治法の規定に基づき、県の事務の執行について、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般を事務の合理化等の観点から、財務監査（定期監査）と併せて監査するほか、必要があると認めるときに実施しています。

#### 財政援助団体等監査

地方自治法の規定に基づき、県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や4分の1以上出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体の中から選定して実施しています。

## ○ 決算関係書類の審査

### 決算審査

毎会計年度、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業<sup>(注)</sup>決算とそれぞれの添付書類について、数値に誤りがいないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているかなどについて審査を行い、意見書を提出しています。その後、知事は、決算関係書類に監査委員の意見を付けて議会に提出しています。

(注) 公営企業： 水道など地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業です。

## ○ 内部統制に関する審査

### 内部統制評価報告書審査

内部統制とは、組織として事務の適正な執行を確保する上で、事務上のリスクを自ら評価、コントロールする取組のことです。

知事は、そのための体制、リスクの選定や対応策が整備、運用されているかについて「内部統制評価報告書」を作成して監査委員へ提出します。

監査委員は、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどについて審査しています。

## ○ 公金の出納に関する検査

### 例月出納検査

県の現金の出納の計数に誤りがいないかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しています。

## ○ 健全化判断比率等に関する審査

### 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、知事から提出された健全化判断比率や資金不足比率（用語解説参照）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどについて審査しています。

### 用語解説 「健全化判断比率及び資金不足比率」

**【健全化判断比率】** 財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、次の4つの比率の総称です。

○ 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模<sup>(注)</sup>に対する比率

(注) 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

○ 連結実質赤字比率：一般会計等に公営事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○ 実質公債費比率：一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

**【資金不足比率】** 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

## ○ 請求による監査

### 住民監査請求

県民の皆さまが、県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結、公金の賦課・徴収を怠る事実などがあると認めたときに、これらを証明する書類を添えて、監査委員に対して監査を求めて、県の損害補填などの必要な措置を求めることができる制度です。

原則として、県の執行機関又は職員の行為終了後1年を経過したときは請求することができません。

## 監査の結果の区分

監査の結果、是正、改善等の必要があった場合に指摘します。指摘は次表の基準に基づき、「不適切事項」と「要改善事項」に区分しています。指摘に至らなかったもののうち、所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」に区分しています。

監査の結果の区分	該当項目
不適切事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。 1 法令等に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
要改善事項	次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。 1 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 2 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
注意事項	不適切事項の1から4までに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び要改善事項の1又は2のいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。

「不適切事項」と「要改善事項」については、指摘した事項を議会及び知事並びに関係する行政委員会等に報告するとともに、監査事務局ホームページで公表します。

また、必要があると認めるときは、この報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができ、意見は監査事務局ホームページで公表します。

なお、「不適切事項」と「要改善事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告は監査事務局のホームページで公表します。

# 令和6年の監査等の結果

令和6年に実施した監査等の結果の概要は次のとおりです。

## 財務監査（定期監査）等

監査の種類	内 容	実施箇所数	指摘件数		
				(参考) 令和5年	
財務監査 (定期監査)	事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査しました。	544 か所	不適切事項	249 件	
行政監査				243 件	
			要改善事項	8 件	
				9 件	

○ 財務監査（定期監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

## 不適切事項

### <財務監査>

#### 予算の執行に関するもの（34件）

- 執行科目を誤っていたもの
- 補助金等を歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、銀行口座で別途に経理していたもの など

#### 収入に関するもの（12件）

- 調定が遅れていた（調定をしていなかったものを含む）もの
- 領収した現金について、出納簿等への記載を行っていないもの など

支出に関するもの (50件)

- 支払期限までに支払を行っていなかったもの
- 履行確認が3月を超えて遅れていたもの など

契約に関するもの (90件)

- 競争入札又は見積合せを行わずに契約の相手方を決定していたもの
- 変更契約をすべきところ、行っていなかったもの など

課税徴収に関するもの (1件)

- 個人事業税の課税誤りによる本税返還に当たり、還付加算金が発生していたもの

工事に関するもの (7件)

- 設計金額の積算を誤っていたもの

補助金に関するもの (1件)

- 交付申請書の受理から3月を超えて交付決定が遅れていたもの

財産に関するもの (34件)

- 使用許可等を行わずに電柱等が設置されていた期間に係る使用料相当額の請求について、時効により請求額の一部が徴収できなかったもの
- 使用料等の減額や免除ができないにもかかわらず、減額や免除をしていたもの など

庶務に関するもの (2件)

- 報酬等について、支給額が不足していた(支給していなかったものを含む)もの

その他 (8件)

- 所得税等を法定納期限内に納付していなかったもの など

## <行政監査>

### 事務事業に関するもの (6件)

- 個人情報を取り扱う契約について、個人情報保護に係る措置を講じるための契約書等を作成していなかったもの
- 高濃度 PCB 廃棄物について、保管等の届出や期間内の処分を行っていないもの など

### その他 (4件)

- 保存期間満了前の文書を廃棄していたもの など

## 要改善事項

### 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 など (8件)

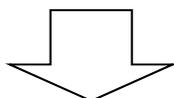
- 国の委託事業である知的障害者に対する職業訓練について、神奈川県内の在住者に限定せずに実施すべき訓練であるにもかかわらず、神奈川県外の在住者が事実上受講できない状況となっており、公平性を欠くものとなっていたため、改善を求めたもの など

- 財務監査（定期監査）等で指摘された所属が行った措置の事例は次のとおりです。

### 不適切事項

#### <支出に関する事例>

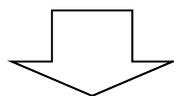
公用車について、業務上、テレビを視聴する必要性がないにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、受信料を支払っていたことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、公用車のテレビ受信機能を停止してNHKとの放送受信契約を解約するとともに、新たな車両調達時には、仕様にテレビ受信機能を取り外すことを明示するなどの対応により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

#### <財産に関する事例>

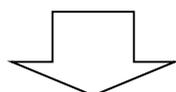
行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに支線柱1本及び共架電線1本を設置していることを設置から10年以上経過してから認識したため、使用許可前の期間に係る使用料相当額の一部について、事業者からの時効の申出により徴収できなかった。



指摘を受けた担当部署では、許可申請が必要な施設が存在しないかパトロールを行い、引き続き現地確認をすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

### <庶務に関する事例>

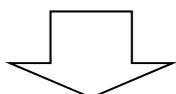
退職手当について、算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したため、支給額が不足し、不足額の支給に当たり、遅延損害金が発生していた。



指摘を受けた担当部署では、担当者マニュアルを改正し、誤支給の事例を添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

### 要改善事項

県が参加している協議会が実施する業務について、不足する費用を負担している（以下「県負担金」という。）が、令和5年度末において、協議会内部に留保されている県負担金相当額（以下「内部留保資金」という。）が多額に上っているため、協議会に対して、内部留保資金の返還等を求めるとともに、今後の業務の実施に当たっては、その実績に基づき県負担金の額を精算するなど、県負担金による費用が適正なものとなるよう改善する必要がある、と指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、令和5年度末時点で留保されていた県負担金相当額について、協議会の了承を得た上で、速やかに県へ返金することとしました。また、今後、同様の残金が生じた場合も速やかに県へ返金することについて、協議会の了承を得ました。

### 財務監査（随時監査）等

内 容	実施箇所数	指摘件数	
			(参考) 令和5年
令和4年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して状況を確認する必要があると認められた機関などについて、随時に監査を実施しました。	6か所	不適切事項	2件
			1件
		要改善事項	0件
			0件

○ 財務監査（随時監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

#### 不適切事項：

- ・ 契約について、経費が減少していたにもかかわらず、契約額を変更させないよう、合理的な理由なく一般管理費率を変更していたもの など

### 財政援助団体等監査

内 容	実施団体数	指摘件数	
			(参考) 令和5年
財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどに着眼して監査を実施しました。	26 団体	不適切事項	9件
			19件
		要改善事項	2件
			0件

○ 財政援助団体等監査の指摘の概要は次のとおりです。

#### 不適切事項：

- ・ 補助金について、県に対する実績報告の補助対象経費の計上額を誤ったことにより、過大に交付を受けていたもの など

#### 要改善事項：

- ・ 契約について、委託業務の内容が特定の者でなければ履行できないものとして、契約を開始した時から引き続き同一事業者と一者随意契約を締結していたもの など

## 決算審査

○ 決算審査の結果の概要は次のとおりです。

### 【1 一般会計・特別会計】

一般会計及び各特別会計の令和5年度決算について、歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、一部の事項を除き、正確なものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

#### ○ 決算内容に関する意見

決算の内容に関しては、次の意見がある。

##### (1) 収入未済額の縮減について

- ・ 個人県民税及び家賃収入の収入未済額の状況をみると、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。
- ・ 法人事業税の収入未済額は2年連続で増加していることから、法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税収確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

#### ○ 財政状況に関する意見

- ・ 今後の財政運営に当たっては、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、県内経済・産業の活性化により税収基盤の強化を図るほか、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより財源を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しなどによる歳出の適正化にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。
- ・ 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債の発行及び管理

- 県債の活用にあたっては、社会経済情勢の変化等も踏まえて、財政の健全性を確保しつつ取り組んでいくことが重要である。
- 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和5年度地方財政対策において、新規の発行が令和7年度まで継続することが決定されているが、臨時財政対策債による地方の財源不足の補填を抜本的に見直し、本来の姿である地方交付税に還元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

- 主管課（会計課及び財産経営課）においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例などにも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行なっていく必要があり、特に、財産経営課においては、令和3年度以降、各所属に対して固定資産台帳データの活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況にあることから、より積極的な対応が求められる。
- 各所属においても、主管課による支援を活用するなどして、地方公会計の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

## 【2 公営企業会計】

公営企業会計（水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、流域下水道事業の6事業会計）の令和5年度決算について、決算書及び決算諸表は、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

### ○ 経営に関する意見

#### (1) 水道事業

- 神奈川県営水道事業経営計画に基づき、一層の業務効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、5事業者（県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団）の「水道システム再構築」の目標を踏まえて、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努めるほか、「5事業者の『施設整備計画』」に基づき、他の事業者と共に水道システムの再構築に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

#### (2) 電気事業

- 令和6年度以降は、電気事業における電力料金収入の構造が大きく変化することから、今後も電力市場の動向を注視しつつ、城山発電所の改修資金を含め、事業運営に必要な資金の安定的な確保に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。

#### (3) 公営企業資金等運用事業

- 公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

#### (4) 流域下水道事業

- 施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることに加え、近年、電力料金の高騰、労務単価や資材価格の上昇など、事業を取り巻く環境も変化していることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。

#### 内部統制評価報告書審査

- 知事から監査委員へ評価報告書が提出され、それに対して付した意見の概要は次のとおりです。

この評価報告書について、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられたこと、さらに、報告書では内部統制対象事務以外の事務とされていた「利用者への虐待」は内部統制対象事務に位置付けて評価を実施することが相当であるため、運用上の重大な不備が認められたことから、評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。

#### 例月出納検査

実施箇所数	特記事項	
		(参考) 令和5年
3か所	10件	1件

- 特記事項の内容は次のとおりです。  
出先機関で歳入歳出外現金に係る処理を誤ったことにより、実際の保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データの受払残額が一致していなかった。

## 健全化判断比率等審査

○ 健全化判断比率等審査の結果の概要は次のとおりです。

### 【1 健全化判断比率】

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められました。

比率名	令和5年度 算定比率	＜参考＞	
		早期健全化基準 <sup>(注)</sup>	財政再生基準 <sup>(注)</sup>
実質赤字比率	— (赤字なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	8.9%	25%	35%
将来負担比率	64.0%	400%	

(注)： 早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。比率のいずれかが、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、財政再生基準を上回る場合は財政再生計画を定めることになっています。

### 【2 資金不足比率】

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められました。

事業会計	令和5年度 資金不足比率	＜参考＞
		経営健全化基準 <sup>(注)</sup>
公営企業会計（6事業会計）	— (資金不足なし)	20%

(注)： 経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。比率が経営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を定めることになっています。

## 住民監査請求

○ 令和6年に受け付けた住民監査請求のうち、監査を行ったものの結果は次のとおりです。

件名	請求内容の要旨	監査結果
警察職員の職務上の行為に基づく国家賠償請求事件に係る和解に関する件 (令和6年10月2日受理)	<p>県が和解金を支払った国家賠償請求事件については、白バイ隊員Aの走行態様が国家賠償法第1条第1項の違法行為に該当し、かつAには故意があった。また、県警が和解案①（原告に謝罪し、10万円を支払う。）ではなく、支出額の多い和解案②（15万円を支払う。）を選択したことは、合理性に問題がある。</p> <p>よって、県は、Aに国家賠償法に基づく和解金相当額の求償権を行使すること、また、県警本部長に5万円の損害賠償請求権を行使することなど、必要な措置を勧告することを求める。</p>	令和6年11月29日請求棄却 <sup>(注)</sup>
県警が告訴状の返送に要した郵送料に関する件 (令和6年10月29日受理)	<p>請求人が県警察本部刑事部捜査第二課告訴センターに提出した告訴状は犯罪捜査規範第63条に基づき受理しなくてはならない公用文書であるため、警察職員がこれを受理せずに請求人に返送することは公用文書等毀棄罪に当たり、受領する意思がない請求人に対する告訴状の返送に要した郵送料相当額は県の財産の損失である。</p> <p>よって、県は、警察職員に損害賠償請求権を行使することなど、必要な措置を勧告することを求める。</p>	令和6年12月25日請求棄却

(注) 請求棄却とは、監査を実施した結果、請求に理由がないと認めたものです。

# 監査事務局ホームページ

## 監査事務局



## 新着情報

- 令和6年財政援助団体等監査の結果について記者発表しました（2025年3月21日） **◀ New**

## トピックス

- 令和6年財務監査（随時監査）等の結果について記者発表しました（2024年12月5日）
- 令和6年財務監査（定期監査）等結果報告書を県議会議長及び知事に提出しました（2024年10月9日）
- 令和6年財務監査（定期監査）等の結果について記者発表しました（2024年10月9日）
- 決算審査等の結果に令和5年度分を追加しました（2024年10月9日）
- 令和6年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について記者発表しました（2024年7月9日）
- 令和5年かながわの監査を公開しました（2024年6月28日）
- 議選監査委員の交代がありました（2024年5月24日）
- 神奈川県監査事務局の新庁舎への移転について（2021年3月29日）

監査事務局のホームページには、各種監査の結果やそれに対して知事等が講じた措置の状況、監査計画などを掲載していますので、ぜひ御覧ください。

## 監査事務局ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/index.html>



